

でも自由使用をまったく排除することはできない³⁾との反論をしたところ、反論を認め、まもなく中電も看板を撤去しました。

——特別使用は特許または慣習に基づく使用であり、利益にとどまらず権利にあたりますから、自由使用よりも優越し、自由使用を排除できるのではないですか。たしかに、特別使用は権利にあたり、「公共用物使用权」と呼ばれています。しかし、公共用物使用权は、公共用物本来の使用方法が自由使用であることから、絶対的排他的な権利ではなく、その範囲は、その使用の目的を充たすに必要な限度にとどまるべきものとされています⁴⁾。

この「公共用物使用权の限度」は、条例にも反映されています。たとえば、山口県の「一般海域の利用に関する条例」(平成10年3月24日山口県条例第3号)は、5条において、「公衆の一般海域の利用に著しい支障が生じないものであること」という基準に適合しないものについては「一般海域の占用許可」をしてはならない、と規定しています。つまり、自由使用に著しい支障がある場合には「一般海域の占用許可」を出してはならないのです。

ですから、仮桟橋の占用許可を得ているからといっても、占用し得るのは仮桟橋の維持のために必要最小限の区域に過ぎず、海浜全体の自由使用を排除することはできないのです。

——小中進氏が中電の着工を押し返している様子をもう少し詳しく説明してください。

中電が着工しようとするたびに、武重登美子さん(「原発いらん!山口ネットワーク」前代表)や小中さんから緊急連絡を受け、応答しました。

小中さんが駆けつけるまでは、祝島等の住民たちで着工を止めようとするのですが、中電は判決文を読み上げながら攻勢に出るばかりか、住民たちを犯罪人扱いにするのだそうです。それに対して、小中さんが駆けつけてハンドマイクで法的反論をすると、中電は次第に後退していつ、着工を止めることができているのです。そのようにして5、6回止めてきた成果で、いまでも上関原発は未着工ということになっています。

3) 第II篇一3のN課長との論争を参照。

4) 前掲、原龍之助『公物营造物法〔新版〕』296頁。

工事を止めるには、身体を張るだけでなく、法的根拠を持ったうえでそれを主張しながら身体を張ることが肝腎だということだと思います。

——中電との法律論争はしたのですか。

2011年に入って、現場での着工阻止が数回繰り返されたので、筆者が中電の上関原発対策室大瀬戸室長に連絡し、徹底した法律論争を提案したところ、はじめは「係争中なので、お会いするのは見合わせていただきたい」とのことであったが、「無用な衝突は避けたほうがいい」とか「現場で小中さんと法的論争をされているのではないか」などと言って粘りました。そのなかで法的論争も少しはできました。また、拙著『海はだれのものか』をしっかりと読んでいと聞きました。

大瀬戸氏は、埋立免許が出て埋立施行区域内が公共用水面であることは理解していて、そのうえでの「特別使用と自由使用との優劣問題」というふうに考えていました。すなわち、埋立免許は特許であり、したがって、埋立工事は特別使用で漁民・住民の自由使用よりも優越するとの見解です。

この見解に対して、「公共用物を潰すような特別使用はあり得ない」(第I篇五1参照)と言いましたが、『海はだれのものか』をしっかりと読まれていることもあって、主張内容はすぐに理解されたようでした。

そのようなやりとりを経て、「純粋に学術的な論争」を条件に「もう一度上層部と相談する」との回答を得ることができました。しかし、福島原発事故前に申し込んで、その直後に原発事故が起り、着工どころではなくなったので、論争は実現しませんでした。

しかし、今後、また着工の動きが出てくれば、改めて「純粋に学術的な論争」を申し入れたいと思っています。

——祝島支店分の補償金を祝島支店に受け取らせようと躍起になっているとのことですが。

第I篇四14に紹介した水産庁通達などを活用して、漁業補償を受けるのは、埋立に伴い損害を受ける漁民であり、漁民からの委任状がなければ補償を受領できないことを明確にすればいいのです。

山口県漁協は祝島漁民からの委任状を得ていないのですから、補償金を預かっていること自体、法的根拠がなく不法なことです。祝島支店が総会で決